

令和6年4月1日

保護者の皆さまへ

香川県立高松北中学校
校長 植松 陽司

中学校部活動について（お知らせ）

保護者の皆さまには、平素より本校の教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや芸術・文化を通して生徒の個性や能力を伸ばし、社会性や人間性を育むなど長年その意義が認められてきました。

しかし、生徒は、連日または長時間にわたる活動により、十分に休養がとれないことや、教員は長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題が、全国で見られるようになりました。

そこで、スポーツ庁は部活動において、抜本的な改革に取り組む必要があるとし、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。さらに文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、それらを受けて、香川県教育委員会が「香川県部活動ガイドライン」を策定しました。

本校の中学校におきましても、本県のガイドラインに則り、下記のとおり部活動の運営をいたしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

記

① 休養日

平日：少なくとも週1日は休養日とする。

週休日（土・日曜日）：少なくとも1日以上は休養日とする。

② 1日の活動時間

平日：長くとも2時間程度とする。

週休日（土・日曜日）：長くとも3時間程度とする。

③ 長期休業中

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

④ 試合や大会・コンクール期間中の活動

活動時間とは、生徒個々の活動の時間のことであり、大会参加や練習試合等については、参加時間が1日の活動時間を超えることもあるが、練習試合については、時間の延長が恒常的にならないように留意する。

週末に大会参加等で休養日が設定できなかったり、一定の期間にまとまった練習等の時間が必要となったりする場合には、超過した活動日数や時間について、休養日や活動時間をほかの日に振り替える。

『香川県部活動ガイドライン』は、香川県教育委員会のホームページに掲載されています。

ホームページ：香川県教育委員会 → 保健体育課 → 学校体育